

福県医発第1217号(地)

平成16年10月8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 竹 嶋 康



感染性廃棄物処理マニュアルの訂正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

感染性廃棄物の適正処理については、福県医発第6号(H16.4.2付)にて通知いたしておりましたが、今般、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の一部訂正およびマニュアル本文に関しての修正がなされた旨の連絡であります。

つきましては、別添のとおり送付いたしますので、訂正の程よろしく願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(地Ⅰ127)

平成16年9月29日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知

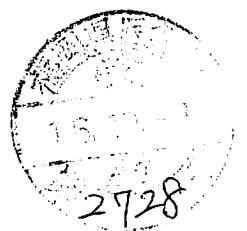


感染性廃棄物処理マニュアルの訂正のお知らせについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「感染性廃棄物の適正処理について（「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改正）」は平成16年3月24日付（地Ⅰ284）でご通知申し上げましたが、このたび、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」について一部訂正があること及びマニュアルの本文に関しまして修正がなされた旨の連絡がありました。

つきましては、お手数をおかけして申し訳ございませんが、訂正方につきましてご高配賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。



平成16年7月1日

感染性廃棄物処理マニュアルの正誤のお知らせ

平成16年3月16日付け環廃産発第040316001号廃棄物・リサイクル対策部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」の別添「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」中で、下記のとおり正誤がありましたのでお知らせします。

平成16年3月16日から平成16年6月30日までにマニュアルをご覧いただいた方は、内容をご確認いただき、修正をお願いします。

なお、マニュアルの本文についても、本日修正いたしました。

記

ページ	行	誤	正
7	下から8	5 <u>政令</u> で定める…	5 <u>令</u> で定める…
21	下から17	(4) 感染性廃棄物の <u>最終処分を委託するときは、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</u>	(4) 感染性廃棄物の <u>中間処理を委託するときは、その中間処理後の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</u>
23	10	…、感染性廃棄物（ <u>感染性産業廃棄物を含む。</u> ）の処理を他人に委託する場合には、…	…、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、…
31	16	(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考2. 1）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考5）参照。…	(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考2. 1）、 <u>「一類感染症、二類感染症及び三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」（参考4）</u> 又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考5）参照。…